

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-6243	小型データ表示機

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-620	—	方向位置探知用機器
H3-621	—	方向探知機
H4-330	—	映像表示機器
H4-331	—	モニターテレビ受像機
H4-332	—	電子計算機用データ表示機
H4-340	—	テレビ受像機
H4-341	—	パネル型テレビ受像機
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機
H4-3451	—	ラジオ受信機付きテレビ受像機
H4-3452	—	テープレコーダー付きテレビ受像機及びビデオテープレコーダー付きテレビ受像機
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-44A	インターホン(表示機付き)	
H7-722	表示機付き電子計算機等(取り付け型)	
H7-725	表示機付き電子計算機等(携帯型)	
<b>再掲載指示</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
<b>定義</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ表示機のうち、ディスプレイが小型のものを分類する。 (非優先)Aその他&lt;AAブラウン管型&lt;ABパネル型&lt;AC腕時計型=ADヘッドマウント型(優先)</li> <li>・「小型」とは、常時携行が可能であって、本体を手で持って操作可能なもの。いわゆる「手のひらサイズ」程度の大きさで、主としてディスプレイが4～6インチ(ディスプレイの対角線で、10～15cm)程度以下のもの。不明なものは含まない。</li> <li>・記録再生機器付きを含む。ただし、表示部が映像用の表示画面であるか不明なものを含まない。(H6-542)</li> </ul>		
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
電子計算機付きのものを除く。		
<b>分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)</b>		

H7-6240~6242に優先して付与する。H7-6244~6246を優先。

■ H7-624 代(データ表示機)と、H7-725(データ表示機付き電子計算機)との関係

願書の記載及び添付図面から総合的に判断しても区別が困難な場合には、一般的な販売形態にしたがって分類を付与する。よって、主たる機能の一つとしてナビゲーション機能を有していても、他物品(例: PDA等)として一般的に販売されるものは H7-725 に分類する。

【具体例】

①ナビゲーション機能を有する「携帯情報端末」のうち、

一般的に車両に取り付けて使用し、いわゆる「カーナビ」として販売されるもの →H7-624代

一般的にポータブル機器として利用され、いわゆる「携帯情報端末」として販売されるもの →H7-725

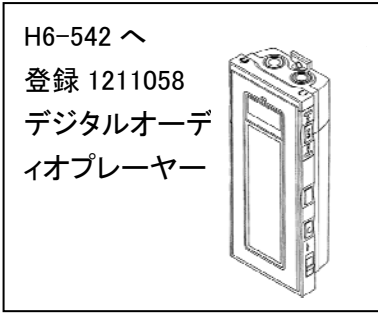
■ H6-542 との関係

記録再生機器付きで、表示画面を有するもので、物品名、物品の説明、意匠の説明、図面等から総合的に判断し、その物品の主たる機能の一つが動画、写真等映像表示機能と判断できるものは、ここに分類する。

表示部があっても曲名や、再生・記録等の状態表示程度に止まる場合は H6-542 に分類する。

例: 物品名が「メディアプレーヤー」、「マルチメディアプレーヤー」の場合は、基本的に動画、写真等映像表示機能を有するものと判断してここに分類するが、図面から表示部が曲名や、再生・記録等の状態表示程度に止まると判断できるものや説明で音声再生機能しかないと判断できる場合については H6-542 に分類する。

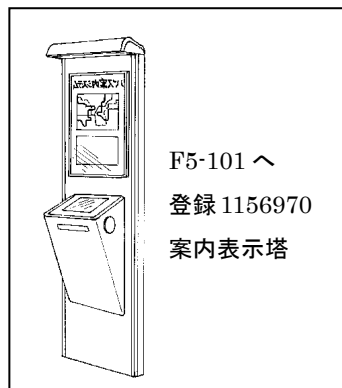
例: 物品名が「デジタルオーディオプレーヤー」、「音声記録再生機」であれば基本的に H6-542 に分類する。ただし、その物品の主たる機能の一つが動画、写真等映像表示機能と判断できるものは、ここに分類する。



■ F5-1 代との関係

データ表示機のうち、公共の場で使用され、不特定多数の者に対し広告、情報を一方的に表示するものを F5 に分類する。

一時的に特定の者に対し占有状態で使用される状態があったとしても、それ以外の状態において上記の性格を強く有するものは F5 に分類する。



過去に分類した物品の名称		
テレビジョン受像機	テレビ受像機	モニターテレビ受像機
無線表示機		